

**全従業員に昇給を。
減給撤回に
立ち上がろう**

かいな

全日本金属情報機器
労働組合 (JMIU)
日本アイビーエム支部
東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL : 03-3583-9037
FAX : 03-5562-0853

定価 月 500円

健康保険組合の互選議員選挙 あなたの一票を労働組合推薦候補者に 開発製造部門第9選挙区で立候補

第9選挙区

TSDL 統合システム技術センター

大岡 義久



第9選挙区 大岡 義久

一 健康診断・健康増進
サービスの拡充

40歳未満の血液検査が

なくなるなど、気がつけば、健康診断の項目が少なくなっています。予防と早期発見のための健康診断を実施します。

また、多くの社員がメ

二 柔軟な政策変更
をリード

健保組合員の構成変化

3年に一度の日本アイ・ビー・エム健保組合の互選議員選挙の投票が、11月25日(月)に行われます。健康保険組合は、会社が指定する選定議員16名、選挙で選ばれる互選議員16名、合せて32名の議員で構成されます。

以下に述べる健保組合に対する私の主張をご理解いただき、是非あなたの1票を労働組合推薦候補者にお願います。

シタルヘルス疾患に苦しんでいます。特定の年齢層に偏ったサービスを改善し、広い層に利用できるサービスを提供します。それぞれの年齢層にとって優先度の高いサービスを充実させます。

三 健保組合員の要求を反映

健康増進サービスや直営保養所の改廃を行い、新規開設プランを開示します。一般健保組合員の要求を検討会議に反映します。

四 透明で公正な選挙
・健保組合運営

政策検討会議の内容・議事録を開示し、今までにない透明な運営を行います。

会社中心の選挙制度をやめ、健保組合員の立場にたった選挙制度に変えます。自由な立候補の障害となつてい条件を改めます。

減給撤回裁判に結集しよう 組合に加入し原告に加わろう

2013年9月26日

減給された組合員9人は
東京地裁に提訴しました。
この裁判で勝訴した場合
減給分を取り戻すことが
できるのは、原告のみで
す。

減給分を取り戻せる のは原告だけ

他の減給された人につ
いては、減給分は戻って
きません。なぜならば、
日本の裁判ではその判決
の効果は、原告にしか及
ばないからです。例えば、
アメリカでは「クラスア
クション」と呼ぶ、共通
の利害関係を持つ人の一
部が、そのグループを代
表して訴え、グループ全
員の合計額を請求できる
という仕組みがあります
が、日本では、このよう
なしくみは整っていない
からです。

強力な弁護団が援護

減給されて、このまま

も、組合に加入し原告に
加わることができます。
組合には、多数の顧問弁
護士がいます。これらの
強力な援助
を受けるこ
とができます。

裁判のゆ
めている
だけでは
今回の原
告9名の
請求が認
められた
としても
あなたに
は何も起
きません
もし、減
給分を取
り戻した
いなら、
組合に加
入し原告
に加わり
ましょう
バンド8
以上の入

＜今後の裁判日程＞

レノボ雇止め裁判 第1回口頭弁論期日

11月26日(火) 10:00～ 横浜地裁502号法廷

レノボ雇止め問題 第1回審問

11月27日(水) 10:00～ 神奈川県労働委員会

第1次・第2次ロックアウト解雇裁判 次回口頭弁論期日

12月10日(火) 10:30～ 東京地裁103号法廷

第3次ロックアウト解雇裁判 第1回口頭弁論期日

12月12日(木) 11:00～ 東京地裁823号法廷

減給撤回裁判

12月12日(木) 11:45～ 東京地裁620号法廷

大阪ロックアウト解雇裁判 次回口頭弁論期日

12月20日(金) 11:30～ 大阪地裁609号法廷

ぜひご参加
ください

許すな！日本IBMのロックアウト解雇 12.4大集会

12月4日(水) 18:30から 日本教育会館大ホール(一ツ橋ホール)

組合なんても相談窓口担当者

事業所名	職 場 名	氏 名	電話 番号
本 社	SO事業統括、LTS・ITSO事業戦略	杉野 憲作	1205-6550
本 社	価格計画、S&D価格計画	石原 隆行	1205-6483
本 社	SWG、グローバル・ライセンシング事業部、ELAソリューションズ	大場 伸子	1206-4650
幕 張	TSDL、第一Lotus TS	田 中 純	1819-4224
豊 洲	TSDL、ISEL・System技術	大岡 義久	1801-2359
豊 洲	PLM SS、設計・開発 SOL SVC	本間 孝之	1209-0231
豊 洲	TSDL、ICS開発	塚田 栄造	1205-5001
名古屋	ISCJ、第二AS本部、第一AS部	板 倉 浩	1209-2972
大 阪	GFS、西日本グリーンファシリティ SVC	山本 茂秋	1505-5420
大 阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	1505-5204
●組合事務所電話 03-3355-0611代 火、水、金 10時～16時			
FAX 03-5562-0853			
e-mail jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp、HP http://www.jmiu-ibm.org/			

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

03-3355-0611代
弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝
<http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/>
東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F
労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます
(お手数ですが電話により予約をお願いします)



何でも相談窓口 ご一報を

減給分を取り戻すため
の裁判について、詳しい
説明を聞くには、「なん
でも相談窓口」(右表)へ
電話するか、組合のウェ
ブサイトから、電話番号
やメールアドレスを記載

して連絡をしましょう。
説明を聞きたいというた
けでもかまいません。
原告の一人は、「定年
まで20年もあるのに、こ
の間、ずっと何万円も減
給されたままではたまら
ない」と提訴しました。
一日でも早く、原告に加
わりましょう。

法廷からあふれる傍聴者／会社の姿勢を問う裁判官

大阪地裁ロックアウト裁判報告

10月25日、大阪地裁609号法廷にて、6月にロックアウト解雇されたAさんの第2回口頭弁論が行われました。今回も大勢の支援者が傍聴にかけつけ、法廷に入れない人が多く出たほどで、関心の高さが伺えます。原告側弁護団は大きな法廷を用意するよう要求しています。

会社側が提出した証拠資料の一部が和訳されておらず英語のままだったため、裁判官から「資料を理解するため和訳をお願いします」と言われるなど、会社側の裁判への姿勢が問われる場面がありました。

次回期日は12月20日（金）11時30分より同法廷にて行われます。ぜひ多くの方々の傍聴をお願いします。

投稿

裁判勝訴へ

決意を新たに

女性センター総会に出席して

11月2日、東京しごとセンターにて、第22回JMIU東京地本女性センター定期総会があり、出席しました。

職場の話では、次のようなエピソードが紹介されました。組合員の多くが定年を迎え、現在は再雇用されるなど高齢化が進んでいる職場。仕事を進める上で、職体をこわしてしまい、職場を去った今でも苦しんでいる方。反対に、JMIUが団体交渉と一緒に出て交渉の援助を行ったことで、残業代がきちんと払われるようになった方、などです。

日産自動車を雇い止めにあった方は、ドイツ・フランス視察ツアーに同行して、ルノーも参加している「フランス労働総同盟金属労組」からルノーが早期に労働者いじめ

定期総会の参加者と



最後にIBMの状況を判に勝訴するよう頑張る発表しました。IBMは、現在沢山の裁判や労働委員会への申立などがあり、まるで争議のデパート状態です。IBMはグローバル企業ですから、アメリカやヨーロッパのIBMとも協力して、ロックアウト解雇裁判や減給裁



従業員の利益代表者を 従業員代表に！

表明された意見は「かいな」に掲載

今年中に行われる「従業員代表選挙」は、今後一年間に行われる就業規則の改訂についても意見を表明する役割を持ちます。組合は引き続きこの点の改善を求めていきますが、従業員の皆様は、くれぐれもこのことを頭に入れ、「本当に従業員の利益を代表する候補者」に投票してください。そのような候補がいない場合は、「不信任」にチェックをお願いいたします。

組合は従業員代表の就業規則改正時の意見をチェックし、各事業所に張り出された意見書を「かいな」に掲載します。従業員代表に選出された方は、自らの良心に基づき、社内の意見を代表し、社員の審判に耐えられる意見の表明をお願いします。

レノボ有期雇用社員 雇止め問題

神奈川県労働委員会第3回調査

会社反論できず

10月25日、神奈川県労働委員会の3回目の調査が行われました。これまでは会長室で組合側、会社側と個別の調査でした。3回目は審問室にて、両者が揃い、両者の提出書面の確認から始まる裁判形式となりました。

この労働審判は、有期雇用社員雇止めに関して、会社が故意に団体交渉の期日を遅らせる、不誠実な団交を繰り返す、等の不当労働行為に対する救済命令を求めて組合が提訴したものです。組合は、団体交渉の日程調整における会社の引き延ばし行為、団体交渉の議事録から見える会社の不誠実対応を準備書面として労働委員会に提出しました。これに対し会社が反論する書面を提出してきましたが、審問官より「会社は、組合が提出してきた項目の全てに反論をしていませんか？それは認めたということでしょうか？」と質問まで出るというように、その中身はかなり粗末な内容でした。

3回の調査を終了し、1回目の審問が11月27日10時より神奈川県労働委員会にて行われます。裁判と同様に公開で誰でも傍聴することができます。前日の26日には、横浜地方裁判所にて雇止め無効を求めた裁判が開かれます。

(どなたでも傍聴可能です)

●横浜地裁 第1回期日

11月26日(火)10時～

地裁502号法廷

●神奈川県労働委員会 第1回審問

11月27日(水)10時～

県労委

会社にて要請行う

金属反合共同行動報告

IBM本社前スタート

「第227回金属反合共同行動」に多くの皆さんと参加してきましたので、ご報告します。

宣伝行動は恒例の日本IBM本社前から開始。

要請団の受入はするものの、人事労務の対応は形ばかりでした。

続いて新宿に移りタク

シー・教習所の職場での訴えと争議報告。続いて某IT大手F社の社前行動も恒例。長野にある関連会社の争議支援です。

当日が初の社前行動となった横浜のN社には、屋根のある遊歩道があり、その下に旗を並べ、ここなら雨の日でも大丈夫。

訴えで暴かれる、日本の会社の利益を吸い上げる欧州外資の真実に腹が立ちました。降りしきる雨の中、新子安では我が支部の大岡委員長が力強い支援スピーチ。有期雇用も正社員も簡単に切られるような社会は間違っています。

実は「IBM争議団の

大森での社前活動後、夜には文京シビックホールにて、JAL不当解雇撤回10・25大集会が行われ、多くの仲間が参加、その参加者数なんと約2000人近くにのぼりました。その支援の輪はILO勧告をも引き出し、航空関連の仲間も海外から集い国際的です。

集会は労働歌「がんばろう」の大合唱でクライマックスを迎えましたが、私はJAL争議団の歌「あの空へ帰ろう」も気に入っています。



JAL不当解雇大集会で

「少年H」を読んだ▼その中で心に残った出来事、太平洋戦争開戦後新聞から天気予報欄が消えたということ、敵に日本の天候が知られることを避けるためだ▼二つ目は、山陽本線が須磨海岸沿いを走るとき、海岸側の窓に鑑戸を下ろしたということ、瀬戸内海に浮かんでいる軍艦を見たいいけないからということ、軍人から指示なくとも、市民が率先して行った▼過日、「特定秘密保護法」が閣議決定された。何が秘密かわからないまま、市民が疑心暗鬼になり、物言えは唇寒し、という社会になってしまふ▼「何が秘密であるか」——その対象は、まず文書にしてあることありきだ▼アメリカでは50年など保持期間が過ぎれば、資料が公開されるが、そのような担保のないまま、戦前の治安維持法の復活は許されない。

(す)